

県南教育事務所
教育情報

南nanpu風

令和3年10月11日（月）
No. 7【通巻第172号】
文責：経営指導主事

コンプライアンスの確立に向けて

県では、教員採用試験の総合案内において、岩手の教員に求める資質を以下のように示しています。

- ◆ 児童生徒に対する愛情を持ち、一人ひとりの児童生徒と真剣に向き合うことができる教師
- ◆ 豊かな人間性を持ち、幅広い教養と良識を身につけている教師
- ◆ 教員としての使命感や責任感を持っている教師

教育は、人が人を育てる営みであり、教師は、子どもの成長に大きな影響を与えることから、専門的知識はもとより、豊かな人間性・使命感が求められます。しかし残念なことに、県内では、体罰や暴言等によって、子どもの体や心に傷を負わせる事案が今年度複数報告されております。また、道路交通法違反も過去5年間で最も多く発生しており、教職員一人ひとりが、今一度自分自身を振り返り、教師としての在り方について考えることが求められます。

また、教師の日々の言動が子どもの行動や心情に深く影響することに鑑み、狭義の法令順守にとどまらず、「明るく元気な挨拶」「適切な身だしなみ」「正しい言葉遣い」等を常日頃から意識して生活するなど、教職公務員としての当事者意識を高めていただきますよう、よろしくお願いいたします。



管内道路交通法違反件数（情報提供）

	R1 (年間)	R2 (年間)	R3 (上半期)
酒気帯び運転	1	0	0
人身加害事故	4	3	1
30km/h以上速度超過	0	0	1
30km/h未満速度超過	6	6	9
一時不停止	2	5	0
通行禁止違反	2	1	4
座席ベルト装着義務違反	0	0	1
信号無視	4	6	3
横断歩行者等妨害等違反	1	2	1
携帯電話使用等	2	0	0
その他	1	3	0
計	23	26	20

今年度、上半期だけで、これまでの年間の違反件数に迫る違反が発生しています。特に、30km/h未満の速度超過違反が9件、通行禁止違反が4件と多い状況です。一般道での34km/h超過の違反も発生しています。自他の生命を守るために、常に安全運転を心がけるようにお願いします。

体罰0を目指して

「指導の一環として行った」、「怒りが抑えきれなかった」、「保護者も望んでいた」。これらは、体罰が発覚する度に繰り返されるフレーズです。しかし、学校教育法は制定以来一貫して明確に体罰を禁止しており、法的に体罰が指導方法として容認されたことはありません。「子どものことを思っている愛のムチは例外」ということは決してあり得ないということをすべての教員が今一度認識する必要があります。



いじめ防止対策推進法の制定、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の義務づけ等、学校現場における法の順守がより一層求められています。「教育法規」や「ガイドライン」を学校がチームとして機能するための基盤と捉え、学校の体制づくりに生かしていくことは、学校の危機管理としても大切なことです。

最も大切なことは、子どもの人権を守ることです。暴言も含め、児童・生徒の心身や人格を傷つけることが無くなるよう、何が体罰となるのかを学んだり、「体罰0」に向けて教職員同士で討議したりする等、当事者意識を高める校内研修の実施について、引き続きお願いいたします。

教職員によるSNS利用について

令和3年4月27日付 教職員課総括課長通知「職員の綱紀の保持について」において、教員と児童生徒との間でSNS等のやりとりが不適切な関係につながる例があることから、**SNSを用いての私的なやりとりは行ってはならないことを職員に徹底することが示されました。**

業務上必要な場合であっても、児童生徒や保護者との適切な連絡方法について各学校でルールを定め、教職員のみならず保護者等にも周知し、理解を求めていくことが必要です。

不適切なSNS利用の例



学校の不満や児童生徒の悪口などのSNSへの書き込み

学校行事や授業風景をSNSに掲載し個人情報が流出

